



Thailand Tax Update

KPMG Phoomchai Tax Ltd.
Yasuhide Fujii
November 20, 2008

TAX

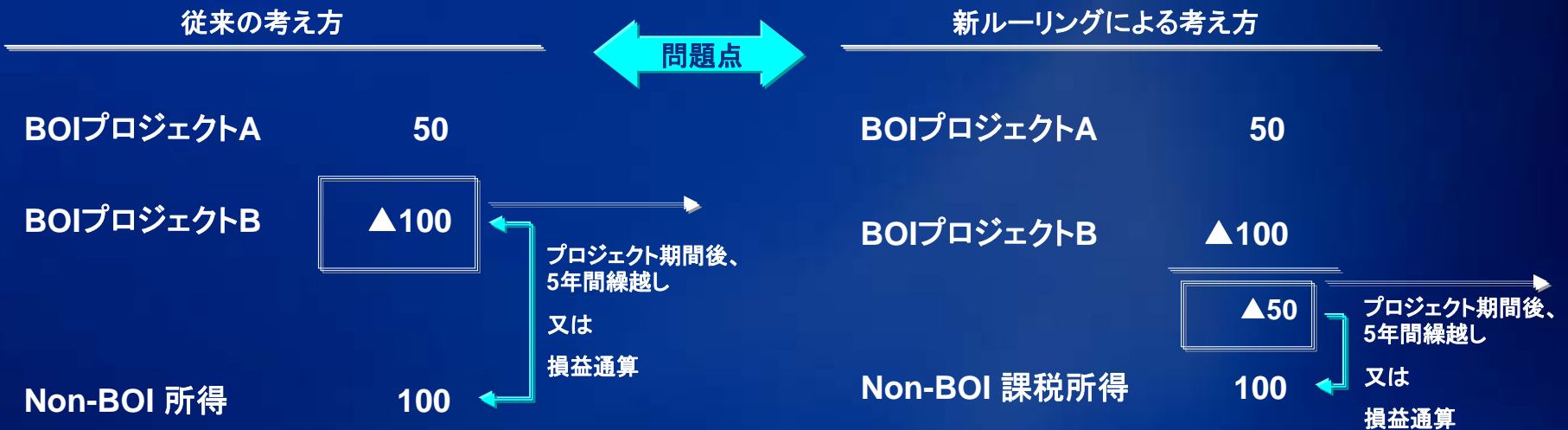


目次

1. 最近の法人税の問題点
2. 最近の付加価値税の問題点
3. 最近の源泉税の問題点
4. 最近の関税法の問題点
5. 2008年度税制改正
6. 最近の民商法の改正

1-1. BOIプロジェクトの繰越損失の取扱い

BOI 期間中の損失の繰越し計算 (ルーリング0706/408, 2005年5月)



1-2. 移転価格税制の執行状況

<税務当局が移転価格に問題ありとして着目する状況>

- (1) 2期以上連続で赤字である
- (2) 売上総損失である
- (3) 法人税免税期間終了後、売上総利益が著しく減少している
- (4) BOI免税事業が黒字に対し、それ以外の課税事業が赤字である
- (5) 関係会社取引が多い
- (6) 税務当局の税務執行に非協力的な会社等

<特に以下の情報を要求する>

- (1) それぞれの製品群について、販売先別 (親会社、関係会社、第三者)とBOI免税事業かそれ以外別といった内訳詳細情報の要求
- (2) ロイヤリティー、ライセンスフィー、マネージメントフィー等の親会社等向け支払についての詳細情報

問題点

<<容易な推計課税の横行>>

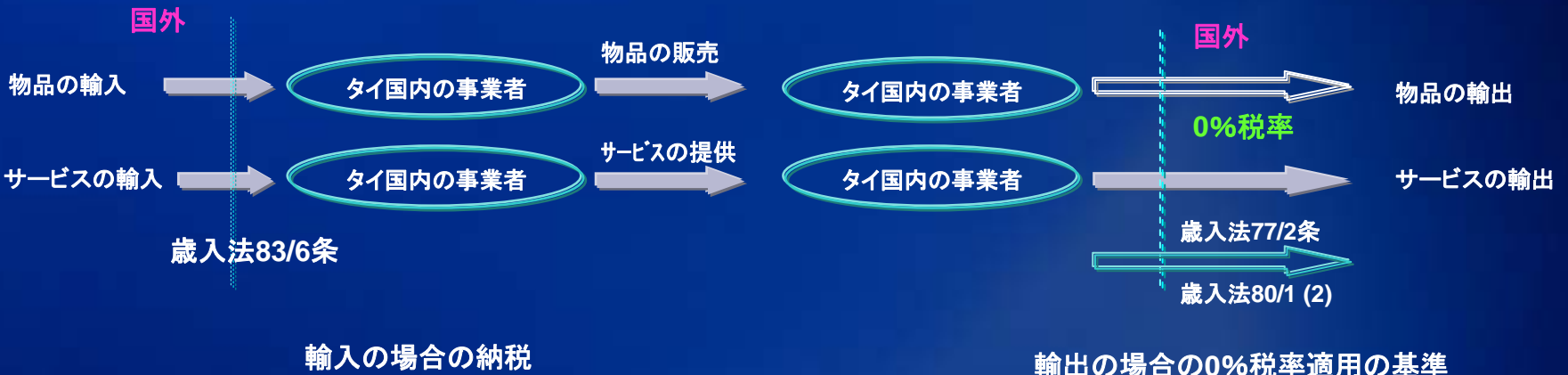
- 会社の収入、支出、粗利益率、営業利益率等と、同業種、同等、同規模の企業の各々の比率に基づいて、会社の所得を推計する (同業者比率法)。



日本の税法では、帳簿等の直接の証拠資料に依ることができないことが推計課税の要件となっている。

2-1. サービスへの課税

<VATの課税取引>



物品 通関時に輸入者が納付

仕向地が (物品の消費の場所) 国外である(輸出通関を経ている)こと

サービス 対価の支払時に輸入者がセルフアセスメント方式による納付

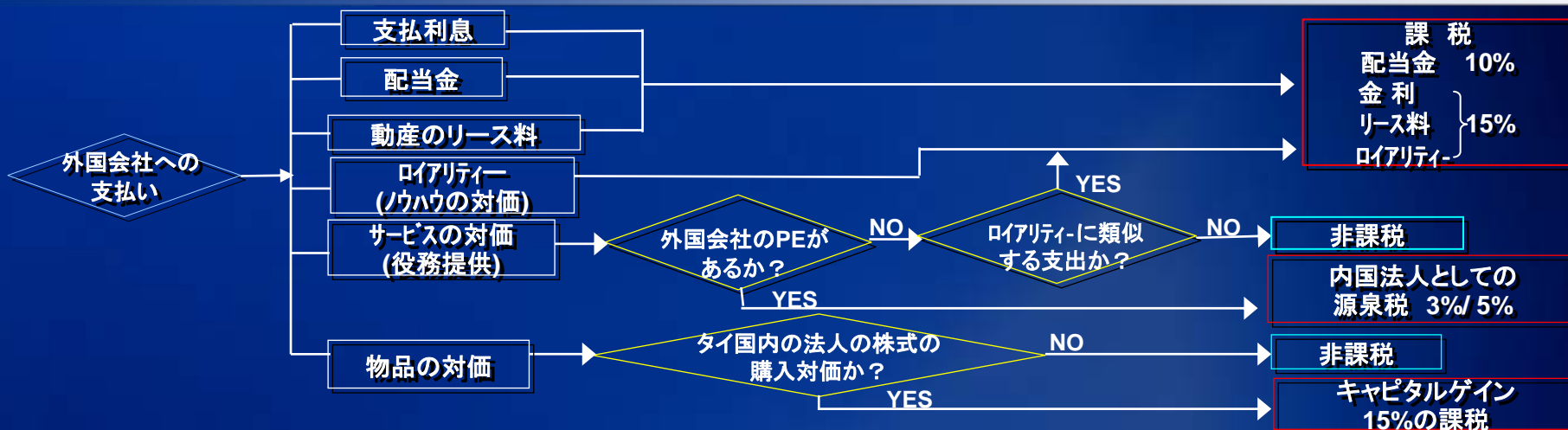
サービスの消費が国外でなされていること

問題点

セルフアセスメントによる納税について周知されておらず、税務調査において多額の納付漏れが指摘された事例がある。

日本の消費税法では、その行政上の実効性の確保が困難であり、現実にも把握されて課税されるとは限らないことを理由に、サービスの輸入は規定されていない。

3-1. ロイヤリティー類似取引への課税



<ノウハウと役務提供契約の相違点>

	ノウハウ	技術提供などの役務提供契約
OECDモデル条約での分類	使用料	事業所得
機密情報の移転の有無	あり 情報の秘密に関する具体的規定を含んでいる	なし 特別の知識、技術及び当該提供者による使用を必要とする役務提供を行なうのみで機密情報(特別の知識技術又は経験)そのものを移転することはない
提供者側が行なうべきこと	特になし 単に既存の情報を提供したり、既存の原材料を再生産すること以外に契約上するべきことはない	あり 契約上の義務を履行するために、何らかの行動を伴う必要がある(例、調査、考案、試行、作成及び関連するその他の活動に従事する使用人への給与等)
具体例	—	<ul style="list-style-type: none"> ・純粋な技術提供に対する支払金 ・アフターサービスの対価として得られる支払金 ・売主が買主に対して保証に基づき提供する役務に対する支払金
ノウハウと役務提供の両方を含んでいる形態	フランチャイズ契約 原則的にはノウハウ部分と役務提供部分を合理的な配分方法で按分し、それぞれについて適正な課税を行なう必要がある	

4-1. ロイアリティへの課税

関税法 9条

以下の項目は、輸入物品の取引価額に算入される。

(1) 当該輸入物品について、直接又は間接的に関連するロイアリティ或いはライセンスフィーの額

問題点

課税標準に加算すべきロイアリティの要件が明確になっておらず、調査担当官の裁量に委ねられている。

< WCO (World Custom Organization) における確認事例 >

● 取引価額に加算すべきロイアリティ

ケース① 特定のpatentを使用して製造された機械について、patentの使用料が機械代金と別に請求された場合

ケース② 海外のサプライヤーが保有しているキャラクターの意匠使用権について、当該キャラクターの意匠を用いてデザインされた衣料品の輸入業者が、別途、このキャラクターの使用料を当該サプライヤーに支払った場合

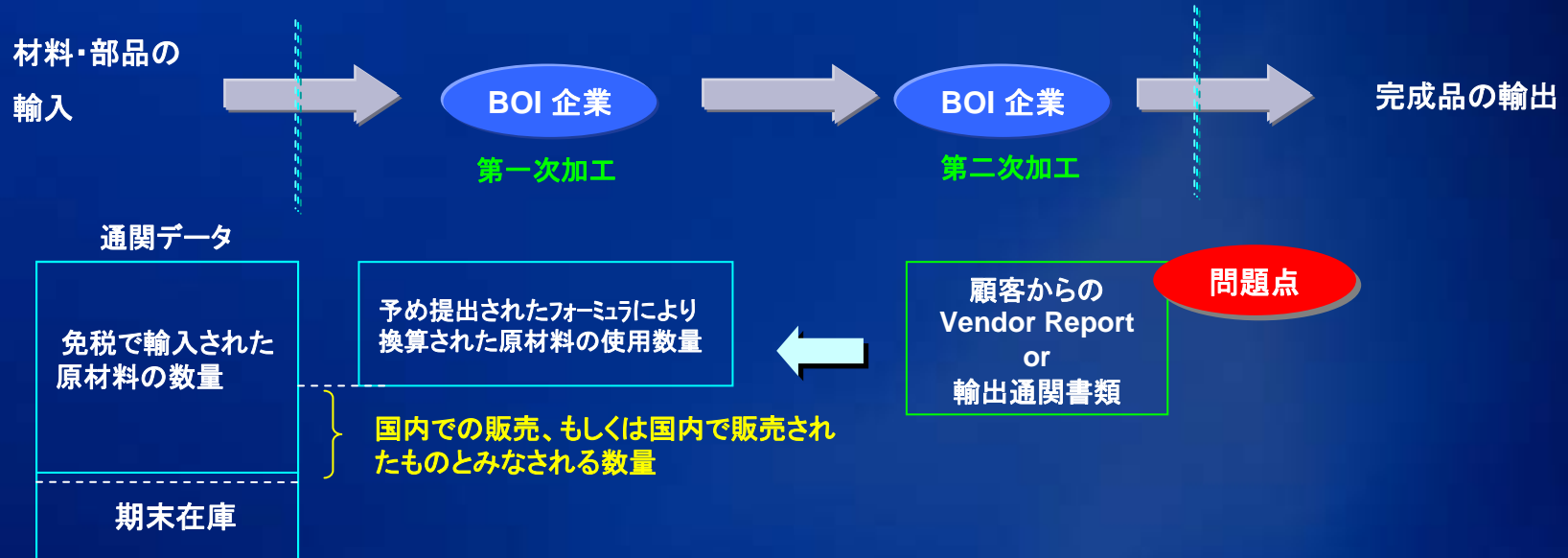
● 取引価額に加算しないロイアリティ

ケース③ 海外の化粧品会社のトレードマークと製造フォーミュラにより製品を製造する国内の会社が、当該トレードマークと製法の対価として支払ったロイアリティ。

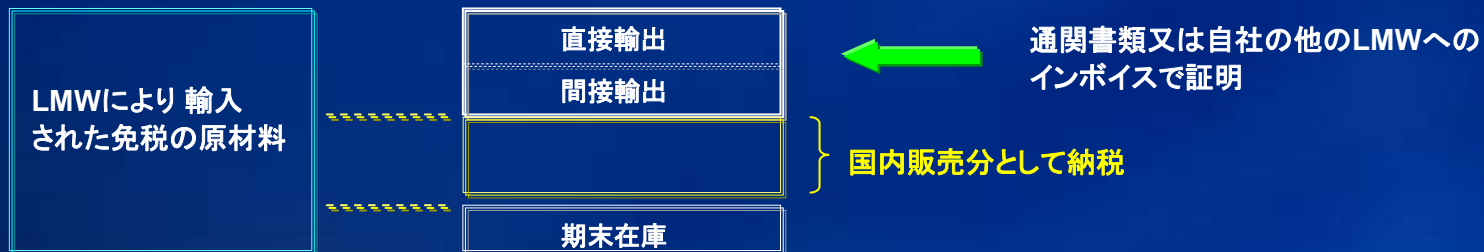
尚、当該国内の会社は、主原料をこの海外の化粧品会社から輸入し、その他の材料は国内で調達している。

4-2. BOI免税恩典のメカニズム

<BOI企業の輸入関税免税の前提>



<マレーシアの輸入関税免税のメカニズム>



LMW=Licensed Manufacturing Warehouse

5. 2008年度税制改正(1)

主要なものは以下である;

- 初年度特別償却

- 2008年8月7日から2010年12月31日までの間に、事業の用に供するために取得した機械設備については、初年度において取得価額の40%の特別償却を認める。(Royal Decree No.473)

- 中小法人の一括償却

- 中小法人(定義:土地以外の固定資産の簿価合計額が2億バーツ以下、かつ従業員が200名以下の法人)が、2008年8月7日から2010年12月31日までの間に、事業の用に供するために取得した資産(建物や無形固定資産を除く)については、1事業年度につき50万バーツまで一括償却を認める。(Royal Decree No.473)

5. 2008年度税制改正(2)

- コンピュータプログラムの償却期間の短縮

- ＝ 2008年8月7日から事業の用に供したコンピュータ・プログラムについては、償却期間を3年とする(従来は10年)。(Royal Decree No.473)

- 特定企業の特別税率(継続)

- ＝ 2008年1月1日以後に開始する事業年度において、特定の法人(事業年度末現在払込済み資本が500万バーツ以下の法人)の課税所得については、15万バーツまで法人税を免税とし、100万バーツまでは15%、100万から300万バーツまでは25%の法人税率とする。(Royal Decree No.471)

6. 民商法典の改正要点(1)

現行法

1. 株式会社の性質と構成

1.1. 発起人 (1097条) :

株式会社の設立推進に際しては、**7人以上の自然人**が同意し、基本定款に署名するものとする。

⇒ 発起人全員がそれぞれ一株ずつ引き受けなくてはならない。 (1100条)

1.2. 会社設立の時間軸

現行法下では株式会社の設立の時間枠に関しては、法令上、言及されていない。

但し、創立総会から3ヶ月以内に登記が行われない場合、当該会社は結成されないものとする。

(1112条)

改正後

1. 株式会社の性質と構成

1.1. 発起人 (1097条) :

株式会社の設立推進に際しては、**3人以上の自然人**が同意し、基本定款に署名するものとする。

⇒ 同1097条の改正に伴い、最低株主数も**3名**となる。(1237(4)条)

1.2. 会社設立の時間軸

発起人が基本定款を作成したその日の内に、以下の手続きが全て同時に為されれば、実務上、会社設立の必要時間が短縮され、会社登記を一日で完了することができるようになる。

(1111/1条として新たに規定)

- 1) 会社の登録株式の全株に対し、引受人が決定している。
- 2) 発起人及び株式の引受人全員の出席の下、設立総会を実施、1108条に定められた事項、商取引に関して検討、全会一致で可決している。
- 3) 創立総会后、発起人は経営を取締役に引き渡す。
- 4) 取締役は1110条に基づき、株式の引受人に対しその金銭による支払を請求し、引受人より支払がなされている。

6. 民商法典の改正要点(2)

現行法

2. 株式会社の基本定款及び付属定款の写し

会社は新しい基本定款、又は修正された基本定款、付属定款に関して、都度それぞれ写しを10部ずつ作成し登記事務所に預けなくてはならない。(1147条)

3.1. 株主総会:

召集通知は地元の新聞で最低2回公告する、又は総会の最低7日前までに株主名簿に名前のある株主全員に通知を郵送する。(1175条)

3.2. 特別決議

- ・ 連続する2回の株主総会で決議を行う。
1回目と2回目の総会の間は14日以上、6週間以内の期間を空けなくてはならない。(1194条)
- ・ 1回目の株主総会で3/4以上の賛成多数で可決され、更に2回目の総会で、1回目に可決された決議内容が2/3以上の賛成多数をもって承認されるものとする。
(1194条)

改正後

2. 株式会社の基本定款及び付属定款の写し

本条文は廃止・削除

3.1. 株主総会:

召集通知は地元の新聞で最低1回公告し、また併せて総会の最低7日前までに株主名簿に名前のある株主全員に配達記録で通知を郵送する。(1175条)

> 総会召集の公告を怠った場合、最大で会社に対し2万バツの罰金、取締役に対しては5万バツの罰金が科せられる。

3.2. 特別決議

- ・ 株主総会に出席している、議決権をもつ株主の3/4以上の賛成多数をもって、1回のみの総会で可決されるものとする。
- ・ 株主総会の召集は開催日の14日前までに全株主に通知されなければならない。(1194条・1175条)

6. 民商法典の改正要点(3)

現行法

4. 配当と法定準備金

配当に際しては、事前に地元の新聞で最低2回公告するか、又は書面をもって、株主登記簿に名前のある株主全員に通知するものとする。(1204条)

5. 減資、合併、清算の通知及びその方法

5.1. 減資:

地元の新聞で最低7回、減資に関する告知を行い、また、会社債権者全員に通知を送り、同減資について異議があれば、通知日より3ヶ月以内に申立てを行うよう要求する (1226条)

改正後

4. 配当と法定準備金

株主への通知の方法については、これを改め、株主名簿に名前のある株主それぞれに書面をもって通知するものとする。
但し無記名式株式を発行している場合は、地元の新聞で最低1回公告することとする。(1204条)

5. 減資、合併、清算の通知及びその方法

5.1. 減資:

地元の新聞で最低1回、減資に関する告知を行い、また会社債権者全員に通知を送り、同減資について異議があれば、通知日より30日以内に申立てを行うよう要求する。(1226条)

6. 民商法典の改正要点(4)

現行法

5. 減資、合併、清算の通知及びその方法

5.2. 合併:

会社は地元の新聞で**最低7回**、合併に関して公告し、また、会社債権者全員に**書留**で通知を送り、同合併について異議があれば通知日より**6ヶ月以内**に申立てを行うよう要求する。(1240条)

5.3. 清算:

解散を決議した日から14日以内に清算人は**連続して最低2回**、地元の新聞で公衆に同社の清算につき公告し、また同時に、帳簿・資料等に名前のある会社債権者それぞれに対して、**書留**で同様の通知を送るものとする。(1253条)

改正後

5. 減資、合併、清算の通知及びその方法

5.2. 合併:

会社は地元の新聞で**最低1回**、合併に関して公告し、また、会社債権者全員に通知を送り、同合併について異議があれば通知日より**60日以内**に申立てを行うよう要求する。(1240条)

5.3. 清算:

解散を決議した日から14日以内に清算人は、**最低1回**、地元の新聞で公衆に同社の清算につき公告し、また同時に、帳簿・資料等に名前のある会社債権者それぞれに対して、**書留**で同様の通知を送るものとする。
(現行の第19:1253条(1)を改定)

6. 民商法典の改正要点(5)

現行法

6. 登記済みPartnership、Limited Partnership、 Limited Companyの変更について

現行法上、規定なし

7. 休眠会社の登記抹消

第11節1246条(1)-(6)に休眠会社の抹消登記について規定。

改正後

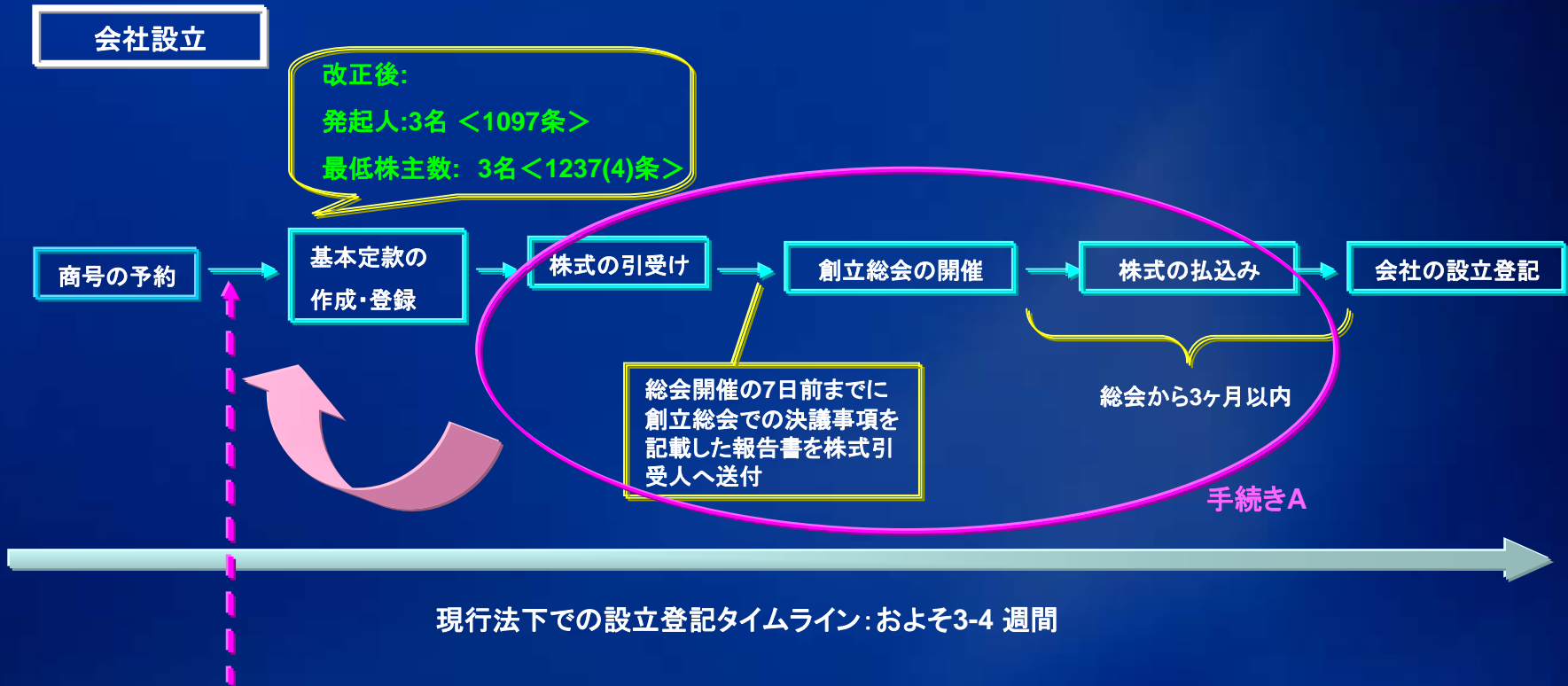
6. 登記済みPartnership、Limited Partnership、 Limited Companyの変更について

現行法の1246条1項から1246条7項にかける第12節部分の修正として新しい規定が加わり、PartnershipからLimited Companyへの変更の際には、既存のPartnershipを清算することなく、新しいLimited Companyを登記することができる。

7. 休眠会社の登記抹消

現行法第11節1246条(1)-(6)に規定のある、休眠Partnership、Limited Partnership、Limited Companyの抹消登記に関しては、第6章1273条1項-4項にて改めて再規定。

参考：改正後の会社設立手続きの流れ



今回の改正法が施行されると、全必要書類、会社印等の作成を全て基本定款の登録までに事前に終わらせ、上記の“手続きA”部分を完了していれば、これまでより、商号の予約以降の手続き日数が1週間程度、短くなることとなる。

参考：改正後の減資手続きの流れ

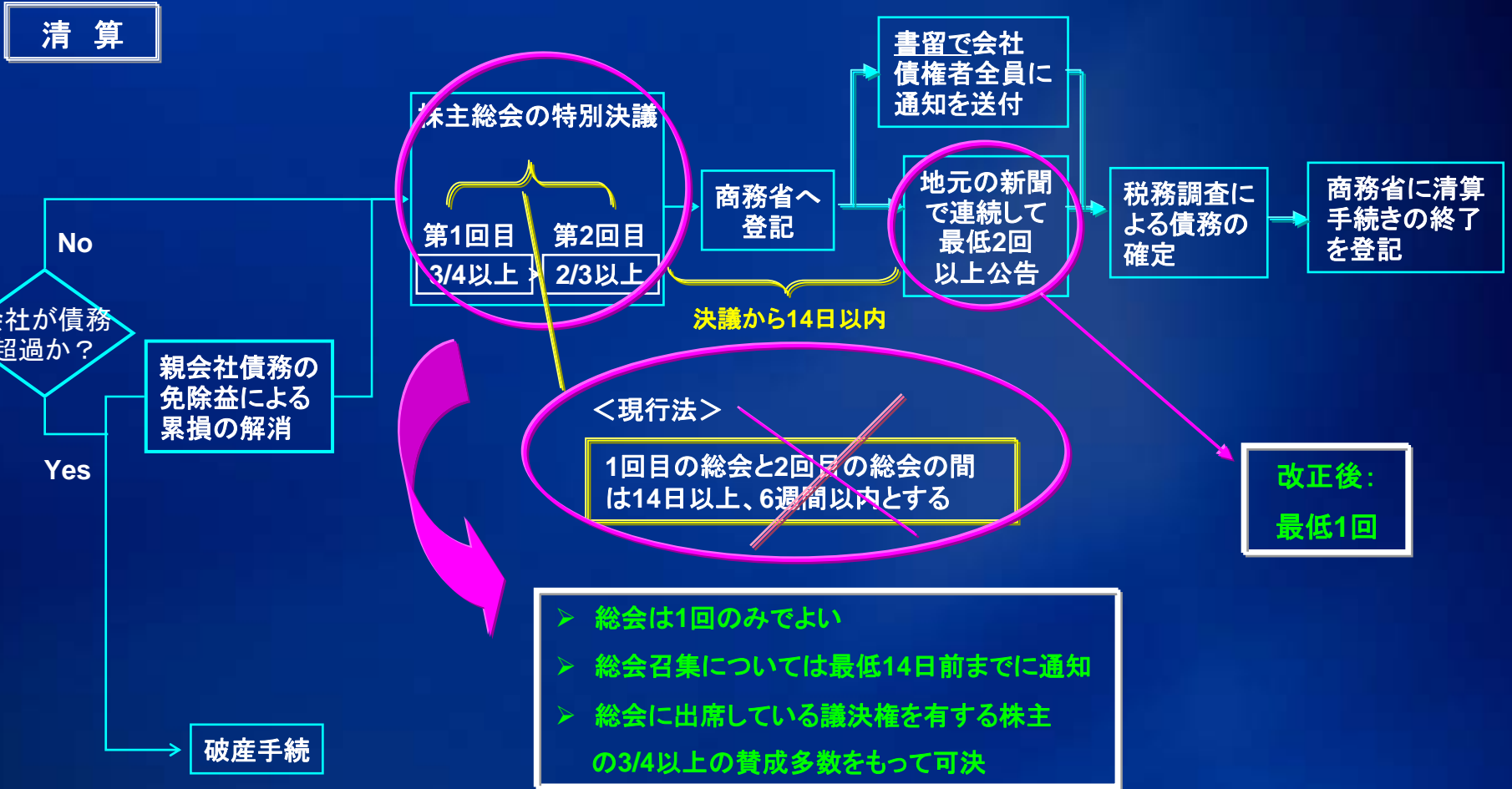
減資



参考：改正後の会社合併手続きの流れ



参考：改正後の会社清算手続きの流れ





Contact details

Yasuhide Fujii

KPMG Phoomchai Tax Ltd.

+66-2-677-2210

yfujii@kpmg.co.th

Hideki Komatsu

KPMG Phoomchai Tax Ltd.

+66-2-677-2447

hidekomatsu@kpmg.co.th

www.kpmg.co.th

The information contained herein Thailand Tax Update is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.